

障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の改定（案）について意見

	該当箇所		意見	事務局の考え（案）
1	1 ページ、第 2 条の上から 7 行目 4 ページ、第 1 の上から 2 行目 等	障害のある人でない者	表現が分かりにくい。	「障害のない人」に修正。
2	2 ページ、下から 11 行目 6 ページ、下から 9 行目	性別、年齢、状態等に配慮するとともに	何の状態に配慮するのが分かりにくい。	「性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに」に修正。
3	3 ページ、第 7 条の 4	職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮し、意識の向上を図るものとする	表現が分かりにくい。	職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等を踏まえた対応の必要性について、意識の向上を図るものとする。に修正。
4	6 ページ、下から 8 行目	特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。	女性に特化した対応が必要であることは理解できる一方、「男性であることを踏まえた対応は求めることができないのか」について説明ができなくなるため。男女問わず対応が必要と考える。	障害のある女性は、障害があることに加えて女性であることにより合理的配慮の提供を申し出る場面等において機会が均等に得られなかったり、不当な差別的取扱いを受けやすかったりする可能性があるといった意見があるため、修正なし。
5	8 ページ、（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）下から 6 行目	イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまった場合の例	知的障害のある方は、子供だけでなく、成人も同様の対応が必要のため	障害のある子供には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることについても理解を促す必要があるため、修正なし。
6	8 ページ	合理的配慮に当たり得る情報保障、利用及び意思疎通への配慮の例	障害のある人への情報提供の仕方について、対応していない形での情報提供であったり、情報提供が遅いがあるため、具体例を追記して欲しい。	○ 障害のある人が障害の種類・程度に応じた手段で情報が取得できるようにし、期限等を設ける場合には、余裕をもって情報提供する。 ○ 附属機関の会議を開催するに当たっては、当該会議が開催される日の 1 週間前までに県民等へ情報提供するよう努めることとされているが、障害のある人は、傍聴等に配慮が必要な場合が想定されることから、休日等を考慮し開催の周知に十分な期間を設けることに留意すること。を追記。